

茅ヶ崎銀座商興会街路灯へのフラッグ広告掲出に係る 事業計画について

茅ヶ崎銀座商興会においては、地域における公共公益的な取組みを実施するため、街路灯にフラッグ広告を掲出することとし、「茅ヶ崎市商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に係るガイドライン」等に基づき下記のとおり事業を実施します。

1 事業主体

名 称 茅ヶ崎銀座商興会

(事業主体の概要)

所 在 地	茅ヶ崎市新栄町
道 路	エメロード（市道 0210 号線）・市道 2244 号線ほか
事 務 所 所 在 地	茅ヶ崎市新栄町 1 番 1 号
代 表	加藤 信吾（平成 30 年 5 月 1 日付け）
会員数（会員社数）	80 名
設 立	昭和 10 年頃
事 業 期 間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日
事 務 局 担 当	加藤 信吾
連 絡 先	0467-88-1811
地 域 特 性	茅ヶ崎駅北口から 2 キロ圏内に位置し、エメロードを中心とした古くからの商店会です。「エメロード」という名称は、宝石のエメラルドのような湘南の海の輝きをイメージし、そこに「ロード（道）」を組み合わせた造語です。通りの舗装には石畳を用い、街灯や車止め（ボラード）はヨーロッパ調のデザインを採用しています。さらに電線を地中化することで、街並みにモダンで洗礼された印象をもたらしています。店舗数は約 80 件あり、顧客は駅周辺で働く人たちのほか、近隣に住む住民の方の生活を支える場であるとともに憩いの場となっています。これらの人々の心を魅了する美しい景観は、将来、たとえ新しい時代が来ようとも、わたしたち商店会の会員一同の心の象徴として維持して参ります。

2 広告事業者（予定）

- (1) 名 称 株式会社 DAIEI
業 態 一般住宅や大型マンション、公共施設などを手掛けている地元密着の建設会社
- (2) 名 称 乳がんサポート湘南ちがさき Akala
業 態 茅ヶ崎・寒川エリアで、乳がんのセルフチェックや検診受診の啓発を進める市民活動団体
- (3) 名 称 むらお企画
業 態 音楽制作（作詞作曲）

3 屋外広告物設置計画

(1) 設置場所

商店会街路灯 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基

※位置図は別添のとおり。

(2) フラッグの形態

フラッグの材質は直射日光や相当強度な風雨にも長期間耐えられる素材を使用します。

規格 横0.5m 縦1.2m

材質 ターポリン

※反射材料、蛍光色などは使用しません。

(3) フラッグの設置方法

①掲出位置等

商店会街路灯の歩道側に設置することとし、車道には掲出しません。

フラッグの下端は道路から2.5m以上確保します。

②固定方法

ロープ（直径5mm）により下記のとおり固定します。

街路灯フラッグポールに2箇所（上部）

街路灯本体（側面）に2箇所

③設置作業

作業時は交通誘導員を2名配置し、道路交通に支障がないよう配慮します。

(4) フラッグの掲出期間

3カ月／件

(5) フラッグの管理方法

フラッグ掲出にあたっては、下記事項を留意して実施します。

- ①フラッグが固定されているか、巡回を行い点検するとともに、悪天候時には、頻繁に点検を行います。

②点検時は、フラッグのみならず、街路灯及び街路灯フラッグポールの状況も確認します。

③台風等、相当の風雨が想定される場合には、フラッグを一旦撤去するなどの対応を行います。

④フラッグに破損等が見つかった場合には、直ちに撤去し、新しいものと付替えます。

(6) 年間のフラッグの掲出予定

年間4回程度を予定

(7) フラッグの内容

道路上という公共空間に設置することを前提に広告物の内容、表示方法を茅ヶ崎市商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に係るガイドライン及びその他関係法令等に則り決定します。また、広告主、広告の対象となる商品等についても、公共空間という特殊性を考慮し選定を行うものとします。なお、決定にあたっては、茅ヶ崎銀座商興会の役員会において、審査され了承を得たものののみ掲出します。

※フラッグ広告のデザイン案は別添のとおり

(8) 苦情に対する対応

茅ヶ崎銀座商興会事務局内に苦情処理窓口を設置し、地域や住民等から、広告事業等に対する苦情に対応します。なお、苦情対応にあたっては、親切、丁寧な対応を行うとともに、苦情等の申入れに対し、適切に対応していきます。

4 広告料収入還元事業計画

フラッグ広告から得た収入については、地域及び商店会における公共公益的な事業に充当します。

(1) 充当事業

①街路灯維持管理

街路灯47基の電気代を含めた維持管理費。

(2) 収支計画（令和7年11月1日～令和8年4月30日）

（単位：円）

支 出		収 入	
街路灯維持管理	45,000	広告料収入	45,000
	45,000		45,000

(3) 事業実施状況の報告

事業実施状況については、事業年度終了日（４月３０日）の翌日から２ヶ月以内に茅ヶ崎市に報告します。

5 その他

(1) 事業実施にあたっては、道路占用許可、道路使用許可等、法令等で決められた手続きを適正に行います。

(2) 事業計画を実施する上で、不明な点等がある場合には、その都度、関係機関と協議を行うとともに、事業計画に変更がある場合には、事前に関係機関と協議し、変更後の事業計画を提出します。

6 添付資料

(1) 茅ヶ崎銀座商興会位置図

(2) 茅ヶ崎銀座商興会会則

(3) 茅ヶ崎銀座商興会会員名簿

(4) 街路灯位置図&フラッグデザイン